

令和7・8年度 敦賀市小規模修繕契約希望者登録申請受領書

受付印

みだしの登録申請書を左記番号にて受領しました。

契約資格登録有効期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日

敦賀市小規模修繕契約希望者登録申請書類チェックリスト

※必ずこの用紙により確認を行ってから、申請してください。
※確認後は申請者確認欄にレ点を記入してください。

番号	申請書類	確認事項	申請者 確認欄	敦賀市 確認欄
1	小規模修繕契約 希望者登録申請書 (様式第1号)	法人 申請者は本社(店)の代表者ですか？実印(法務局登録印)が押印されていますか？		
		◎ 個人 主たる営業所の住所で申請し、代表者の実印(市登録印)が押印がされていますか？ ただし、主たる営業所の住所が、住民票の住所と異なる場合は、主たる営業所の住所が 確認できるもの(例:電話料・公共料金等の請求書等)を添付してください。		
		修繕希望業種の欄に、登録を希望する修繕業種(最大3業種)が記入されていますか？		
2	営業実績書 (様式第2号)	◎ ・希望業種での過去2年間程度の主な業務実績を記入 ・主に官公庁との契約実績を記入 ・官公庁との実績が無い場合は、官公庁以外の実績を記入		
3	商業登記簿謄本 (写し可)	◎ 令和6年10月1日以降に発行されたものですか？		
		法人 法務局の発行する現在事項全部証明書(履歴事項全部証明書でも可)		
4	印鑑証明書 (写し可)	◎ 令和6年10月1日以降に発行されたものですか？		
		法人 所轄法務局の発行する印鑑(登録)証明書		
		個人 市町村長の発行する印鑑(登録)証明書		
5	使用印鑑届 (様式第1号)	◎ 使用印鑑届には、見積書の提出及び契約の締結のための使用印鑑が押印されていますか？		
6	滞納のない証明書 (写し可) (敦賀市税)	◎ 市税の「滞納のない証明書」で令和7年1月6日以降に発行されたものですか？		
		◎ 法人 法人市民税 事業年度の途中で営業(事業)所を開設し、決算期の関係で法人市民税の申告納付をしていない場合は、法人等の設立(設置)申告書の写しを提出してください。		
		法人の代表者が敦賀市に在住の方は、代表者個人の滞納の無い証明書(完納証明書)を提出してください。		
		◎ 個人 市民税、固定資産税等		
7	許可又は 登録証明書等	△ 建設業など営業(事業)を行なうにあたり許可が必要な場合は、提出してください。(コピー可A4版)		
8	受領書等 返信用封筒	◎ 送り先の住所、氏名を記入の上、110円切手を貼付すること(1通)		